

## 岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録届出書

わたしたちは、「安心して子どもを産み育てることができる岐阜県づくり条例」のもと、仕事と家庭をともに大切にする職場環境づくりに積極的に取り組むことを宣言し、岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業として登録します。

企業名			役職	
タイプ 〔該当するもの1つに ☑を付けてください〕	次世代育成支援対策推進法に定める一般事業主行動計画の策定状況(※2) <input type="checkbox"/> 未策定(タイプⅠ) <input type="checkbox"/> 策定(タイプⅡ)	代表者	氏名	
業種 〔該当するもの1つに☑を付けてください〕	<input type="checkbox"/> 1 農業、林業、漁業 <input type="checkbox"/> 2 鉱業、採石業、砂利採取業 <input type="checkbox"/> 3 建設業 <input type="checkbox"/> 4 製造業 <input type="checkbox"/> 5 電気・ガス・熱供給・水道業 <input type="checkbox"/> 6 情報通信業 <input type="checkbox"/> 7 運輸業、郵便業 <input type="checkbox"/> 8 卸売業、小売業 <input type="checkbox"/> 9 金融業、保険業 <input type="checkbox"/> 10 不動産業、物品賃貸業 <input type="checkbox"/> 11 学術研究、専門・技術サービス業 <input type="checkbox"/> 12 宿泊業、飲食サービス業 <input type="checkbox"/> 13 生活関連サービス業、娯楽業 <input type="checkbox"/> 14 教育、学習支援業 <input type="checkbox"/> 15 医療、福祉 <input type="checkbox"/> 16 複合サービス業 <input type="checkbox"/> 17 サービス業(他に分類されないもの)			
所在地	〒 -			
連絡先	電話番号: ( )	担当者	所属部署	
	FAX番号: ( )		氏名	
	Eメール: @			
常時雇用する従業員数	( )人			

※お届けいただいた内容については、この登録事務、事業以外には使用いたしません

□貴社の取組にあてはまるところに「○」をつけてください。

○を記入	取組や意識啓発に関する項目
	① 子育てにおいては家庭が大切な役割を担うことを認識し、従業員のニーズ把握のもと、従業員の仕事と家庭の両立を支援する取組を進めます。
	② 従業員の男女を問わず必要な育児休業をとることができるよう、代替要員の確保などの取組や職場の雰囲気づくりを行います。
	③ ボランティア休暇、自己啓発休暇、リフレッシュ休暇、子どもの看護・介護休暇の有給化や期間延長など、休暇制度の充実を図ります。
	④ 従業員の年次有給休暇の取得促進のため、時間単位での取得などの取組や意識啓発を行います。
	⑤ 従業員が子どもとふれあう時間をもてるように「早く家庭に帰る日」やノー残業デーをはじめ、所定外労働を少なくする取組や意識啓発を行います。
	⑥ ワーク・ライフ・バランスに配慮した柔軟な働き方、フレックスタイム、勤務地の限定制度在宅勤務などを取り入れます。
	⑦ 女性従業員の出産・育児後での職場復帰を進めるため、教育訓練や、休業前と同処遇での復帰、再雇用制度などの取組を行います。
	⑧ 従業員が利用できる自社内保育サービス(事業所内保育施設、預かり等)を提供します。
	⑨ NPOや地元自治会など地域と一体となった地域の子育て支援の取組を行います。
	⑩ 家族と従業員との理解を深めるため、子ども参観日や家族参加型の親睦行事を行います。
	⑪ 女性のキャリアアップや女性管理職の登用など、女性の活躍推進に向けた取組を行います。
	⑫ その他(従業員の仕事と家庭の両立を支援する特徴的・オリジナルな取組) 〔(記入例)「時間外労働を削減するよう朝礼で呼びかけています」「企業内家庭教育研修を実施します」等〕

□下記事項について、該当する場合は「○」をつけてください。

	県から派遣された社会保険労務士により、仕事と家庭の両立を図るための雇用環境・労働条件の整備、男性の育児参加、女性の活躍推進の取組について助言を受けてみたい。
	県が条例で推奨している「早く家庭に帰る日」(毎月8、18、28日)を実践している。

(※1)、(※2)は裏面<注釈>参照

<注釈>

- (※1) 新規…岐阜県のワーク・ライフ・バランス推進企業に初めて登録される場合、原則、翌月1日付けで登録証を交付します。  
更新…現在所有の登録証の期限が満了する1か月前までに提出してください。原則、有効期限となっている月の翌月1日付けで登録証を交付します。  
切替…「次世代育成支援対策推進法」第12条に基づく「一般事業主行動計画策定・変更届」を労働局に提出したことにより、登録タイプを一般事業主行動計画策定企業に切り替える場合、原則、翌月1日付けで登録証を交付します。  
再交付…登録証を紛失し、再交付を希望する場合。
- (※2) 一般事業主行動計画**未策定**企業…「一般事業主行動計画策定・変更届」を所管の労働局に提出されていない企業です。  
一般事業主行動計画**策定**企業…「一般事業主行動計画策定・変更届」を所管の労働局に提出されている企業です。  
労働局の受付印のある「策定・変更届」の写し（第一面）及び（第二面・第三面）も併せてお送りください。